

2023年7月14日

内閣府

政策統括官（経済安全保障担当） 御中

一般社団法人全国銀行協会

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見について

2023年6月15日付で意見募集が開始された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見

NO	該当箇所	意見
1	政令(案)第十条	政令で言及する法第五十二条について、“実質的に同一と認められる者”に関する除外の取扱いは、“特定重要設備の導入”のみで、“特定重要設備の維持管理若しくは操作”については書かれていないように読めるが、“特定重要設備の維持管理若しくは操作”についても除外の取扱いをする事が可能か確認させていただきたい。
2	政令(案)第十条	特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる子法人からの委託先が存在する場合、法第五十二条の”(当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。)”に該当すると考えられるが、「導入等計画書」は子法人および委託先の両方の情報の提出が必要になるのか、子法人を除いた委託先のみに関する「導入等計画書」でよいのか確認させていただきたい。
3	政令(案)第十条	たとえ親法人等によりその意思決定機関を支配されている子法人等であっても、重要維持管理等に関しては親法人等と子法人等の組織・役割が明確に分離しており、実質的に特定重要設備の保守運用を子法人が主体的立場で実施する場合、その子法人は重要維持管理等の委託の相手方と見做すと理解してよいか。
4	政令(案)第十条	2023年6月の有識者会議資料の”特定社会基盤事業者と実質的に同一と考えられる者等についての考え方(P32)”では、「※親法人や兄弟法人は対象としない。」との記載がある。特定社会基盤事業者が同じく特定社会基盤事業者である兄弟法人に委託し、兄弟法人が子法人に再委託している場合、特定社会基盤事業者は兄弟法人および兄弟法人の子法人の両方について情報を徴求し、「導入等計画書」を作成しなくては行けないか確認させていただきたい。(=子法人の除外の取扱いは適用できない、との理解で良いか)